

令和 8 年度第 1 回
新宿区外部評価委員会第 3 部会 会議概要

＜開催日＞

令和 8 年 7 月 6 日（月）

＜場所＞

本庁舎 6 階 第 4 委員会室

＜出席者＞

外部評価委員（5 名）

稲継裕昭、小杉美恵子、佐伯康之、塚田和寿、安井潤一郎

区職員（3 名）

林副参事（特命担当）、西崎主査、久住主査

＜開会＞

【部会長】

ただいまから、第 1 回新宿区外部評価委員会第 3 部会を開催します。

本日は、次回からのヒアリングに向けて、部会として論点の整理などの準備作業を行います。

それでは、議事に入る前に、本日の配付資料の確認をお願いします。

【事務局】

それでは、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。

まず初めに、茶封筒がございますが、こちらは 5 月の全体会の報酬支給明細書を封入しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

それでは、まず 1 枚目、次第がございます。おめくりいただきますと、右上に資料 1 と書かれております外部評価委員会の評価方針がございます。こちらは、5 月の全体会でお配りした資料と同じものでございます。

次に、おめくりいただきまして、右上に資料 2 と書かれております外部評価チェックシート、ホチキス留めのものでございます。こちら、先頭からテーマ別評価、計画事業評価、経常事業評価というふうに各シートがつづられておりまして、合計 11 枚のものとなっております。後日、データでも皆様にお送りいたしますので、本日はこちらはメモ用紙として活用していただければと思います。

続きまして、参考資料 1、令和 8 年度外部評価委員会部会開催日程ということで、こちらでも 5 月の全体会でお配りしたものと同じです。

最後は、参考資料 2、こちらは視察先候補ということで、横向きのものでございますが、

配付しております。

それとは別に、別途机上に配付しております内部評価シートがあるかと思います。こちらは、先日皆様に郵便でお送りした内容から、決算額の精査を進める中でシートの一番最後にある事業経費の部分に修正が生じたということで、差し替えをお願いするものでございます。該当の事業が2事業ございまして、1つ目が経常事業 403 番、ポイ捨て防止ときれいなまちづくり、2つ目が経常事業 423、ねずみ駆除相談・ハチ衛生害虫相談です。修正の理由でございますが、清掃業務の外部委託費用について、環境清掃部で一括して計上した上でこちらの各事業に案分して振り分けているところなのですが、このたびその費用の内訳や案分割合について、改めて所管において確認・精査をしたところ、本件の2事業において修正が必要ということで、事業経費に修正が入ったところでございます。ですので、申し訳ございませんが、先日前送りの資料と差し替えをいただきますようお願いいたします。

配付資料の確認は以上となります。皆様、お手元におそろいということでもよろしいでしょうか。

【部会長】

では、次第の1、ヒアリングに向けた準備等についてに入ります。

テーマ別評価の対象となる計画事業や経常事業について、事業の概要などを事前に学習し、質問事項を含め、論点の整理を行います。

事前に内部評価シートをお読みになって、疑問に思ったことや分からないことなどがあったと思います。皆さんで意見交換して、事務局も含めて一緒に学習しながら、部会としての共通認識を持ちたいと思います。

初めに、事務局から今後の評価の進め方と部会の作業スケジュールについて、説明をお願いします。

【事務局】

では、今後の評価の進め方と部会の作業スケジュールについて、ご説明させていただきます。

それでは、まずお配りした資料のうち、右肩に資料1と書かれている資料をご覧ください。

外部評価委員会の評価方針でございます。こちらの項番2の評価の進め方に沿ってご説明をいたします。

まず、(1)内部評価等の確認（個人作業）と書かれているものにつきましては、こちらはもう済んでいる過程になりまして、先日6月下旬に皆様にお送りさせていただきました内部評価シートと事業の関係資料、こちらを基に、評価対象事業の内容や内部評価結果についてのご確認を各自で行っていただいたものです。

続いて、(2)番、ヒアリング等の実施（部会）と書かれておりまして、こちらの①番が本日の作業になります。勉強会（論点整理等）ということで、皆様が事前にご学習いただいた内容を基に、評価対象の事業について学習と論点整理を行い、必要に応じて生じた疑問点な

どを皆様で共有していただいて、次回のヒアリングの際にこういったことを所管課に質問するかというところを本日取りまとめていただきます。

その後、②番、ヒアリングは、次回ですが、所管課へのヒアリングという回がございます。評価対象の事業について、分からなかった点や確認したい点などをヒアリングいたします。昨年度の外部評価委員意見を踏まえまして、本年度からは所管課長だけではなく、可能な範囲で実務担当者も同席するよう呼びかける予定です。万が一、ヒアリングの質問に対して所管課から誰も来ることができない、全員その日にヒアリングに来ることができないということになってしまった場合は、所管課からの書面回答を事前にご用意しまして、事務局のほうで読み上げるという対応をさせていただきます。

③番、現地視察です。こちらは、部会ごとに必要に応じて、評価対象に関連する施設や現場に出向いて現地視察を行います。こちらについては、まだ正式にやるかどうかというところを含めて決まっていないところでして、こちらは部会ごとの判断となりますので、視察に行くかどうか、どこに視察に行くかというところを本日ご議論いただければと思います。

④の文書質問等については、こちらは必ずというものではなく、ヒアリングのときに聞きそびれてしまったという質問が追加で出たときなどにメールでご連絡いただければ、こちらから、所管課から回答をいただいて、事務局からお伝えをするという形を取らせていただきます。

その後、(3)番、個人としての評価というところで、部会の作業を終えた後、それぞれ皆様に各自で個人作業を行っていただきます。本日お配りした外部評価チェックシートを使って、個人としての評価作業を行っていただきます。評価が計画以上、計画どおり、計画以下などございますので、ご自身で1つ選択していただいて、その評価を選択した理由を必ず明記していただきますようにお願いします。その事業の今後の取組の方向性であったりご感想、こういったものがある場合は、下にある欄に記載をお願いします。

続きまして、(4)番、部会としての評価作業です。個人の評価を基に、部会ごとにそれをすり合わせて審議をしていただきまして、部会としてどのように評価するかというところを取りまとめていただきます。

部会ごとの評価作業が終わりましたら、今度、資料をおめくりいただきまして、(5)番、委員会としての評価となります。こちらは、先日ご連絡させていただきましたが、10月21日と26日に全体会2日間開催を予定しております。こちらの全体会において、それぞれの部会でこういうふうに評価を行いましたという結果を持ち寄っていただきまして、それを委員会全体として審議をして評価をまとめていただきます。こちらで取りまとめたいた評価結果について、後日区長に報告するという流れになっております。この区長報告セレモニーにつきましても、先日ご連絡いたしましたとおり、11月18日に実施を予定しております。

それでは、部会の作業スケジュール、参考資料1をお開きいただけますでしょうか。

第3部会のスケジュールについての確認ですが、本日、7月6日月曜日に勉強会をした

後、7月15日水曜日に所管課へのヒアリングを行います。現地視察を行う場合は、8月14日に、どこか第3部会のテーマに関係するところに視察に行くということになります。その後、個人作業を挟んでいただくこととなりますが、ちょっと個人作業の時間が現地視察の後からでは大変短い期間となってしまいますので、可能であればヒアリングの後から個人作業を進めていただければというふうに思っておりまして、8月17日と8月31日に部会としての評価の取りまとめ作業を予定しております。もし1日で全ての評価の取りまとめが完了した場合は、2日目の8月31日の分は中止ということになりますので、ご了承ください。

続きまして、現地視察についてです。参考資料2のほうをご覧くださいませでしょうか。

こちらの視察先候補、横向きのものですね。そちらの候補は、事務局のほうでこういったところがよいのではないかとというところをリストアップしたものとなります。

候補の1つ目が、大久保特別出張所周辺エリアとなっています。関係する事業としては、計画事業17番が該当しておりまして、大久保地区は、来街者の増加に伴う混雑や滞留、騒音、ごみのポイ捨てなど、住環境への影響が課題となっている地域です。新宿区が推進する大久保通り周辺を良くするプロジェクトの実施状況を実際に現地で確認して、混雑対策や環境美化対策、地域の魅力向上に向けた取組の成果や課題を把握するため、大久保特別出張所及び大久保通り周辺の西大久保公園等の周辺エリアを視察先候補として選定しました。

もう一つ、2つ目が、歌舞伎町シネシティ広場周辺です。関係する事業は、計画事業33番が該当しております。歌舞伎町地区は、新宿を代表する繁華街として国内外から多くの来街者が訪れる一方で、シネシティ広場周辺における滞留対策や環境美化、イメージ向上が課題となっている地域です。新たなにぎわいの創出とイメージ向上を目的に新宿区が推進する歌舞伎町地区のまちづくり推進の実施状況を現地で確認し、その成果や課題を把握するため、歌舞伎町シネシティ広場周辺を視察先の候補として選定いたしました。

今後の評価の進め方と部会の作業スケジュールについてのご説明は以上となります。

【部会長】

ありがとうございました。

では、今のスケジュールなどについて何かご質問があればどうぞ。どなたでもどうぞ。いかがでしょうか。よろしいですかね。

第3部会、今日を入れて5回予定されていますけれども、去年もそうだったんですが、評価取りまとめが1回で終わりましたので、5回目はありませんでした。今年もそうなる可能性も大いにありますということです。

ほかに何かご質問とかありますか。よろしいですか。

それでは、引き続き、事務局から内部評価シートの内容などについて説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、先日お送りいたしました内部評価シートに基づき、テーマ別評価対象選定の考

え方や事業の内容など、簡単にご説明させていただきます。

先日お送りした内部評価シートをご用意いただけますでしょうか。

こちら、まず先頭にテーマ別評価シートということで、評価対象テーマは、住まい周辺の環境悪化対策となっております。

評価対象選定の考え方ですが、令和 7 年度区民意識調査結果において、転出したい理由の 1 位が住まい周辺の環境が悪くなってきたからとなっており、その他の自由意見でも騒音や治安への不安を感じる旨の意見が上がっています。そのことから、オーバーツーリズム、民泊、ごみのポイ捨てや不適正排出、治安への不安などによる居住環境の悪化は、区民の生活に大きく影響する重要な課題であるため、住まい周辺の環境悪化対策を評価テーマとして設定しました。また、オーバーツーリズム対策、民泊問題対策、ごみのポイ捨て、不適正排出対策、安全安心対策に関する取組の中から、特に中心的役割を果たす計画事業及び経常事業を評価対象とするということで、評価対象事業は、その下に記載の 10 の事業となっております。

テーマ別評価シート、裏面もございますが、こちらは一通り説明が終わった後、最後にご説明させていただきますので、続きまして計画事業評価の説明に移らせていただきます。

まず、1 つ目が計画事業 17、大久保通り周辺のまちづくりの推進ですが、下のところに年度別計画と書かれた一覧表のようなものがあるかと思います。こちらは、令和 8 年度当初、今年の 4 月 1 日時点のこの計画事業の年度別の計画内容を示しております。令和 6 年度から 7、8、9 まで書かれておりますが、これは第 3 次実行計画の計画期間でございまして、今回皆様にはこの第 3 次実行計画の 2 年目である令和 7 年度の実績や取組状況进行评估していただくということになります。

令和 7 年度のところを縦に見ていただくと、継続と書かれている部分もありますが、こちらは、左にある令和 6 年度、前年度の取組を継続して行うという意味合いですので、この計画における令和 7 年度の計画としましては、まず新大久保ルールに関する周知の実施、来街者・店舗向けのマナーの周知の実施、環境美化に向けた取組の実施、交通量調査を踏まえた道路、交通管理者との協議、混雑対策の検討及び雑踏警備の実施、こちら、左の令和 6 年度に実施した交通量調査の実施結果を踏まえたものと捉えていただければと思います。

続きまして、大久保つつじの普及啓発、植栽等の実施、SNS を活用した大久保地区の新たな魅力の発信、こちら左の令和 6 年度をご覧くださいと「一」となっておりますので、令和 7 年度新規の取組と捉えていただければと思います。

最後に、協議会での課題解決に向けた取組の実施となっております。

また、一部アンダーライン、下線が引かれている部分があるかと思いますが、こちらは令和 7 年度から 8 年度に移行するときに計画の内容の変更を行った部分をお示ししております。

では、ここからは要所要所をかいつまんでご説明をいたしますので、ページをおめくりい

ただけますでしょうか。

まず、この計画事業 17 番は、全体の評価としては計画どおりとしております。その下は、令和 7 年度当初時点の主な課題と、令和 7 年度 of 取組方針を記載しております。

次のページは、令和 7 年度末時点の実績、令和 7 年度 of 取組を実績として記載しております。

続きまして、次のページは、その実績を踏まえた評価、区としての受け止め、評価を記載しております。

続きまして、次のページ、こちらは、令和 7 年度 of 取組を通して、令和 7 年度末時点の主な課題と令和 8 年度 of 取組方針を記載しております。

テーマ全体に関わる部分を一部ご紹介させていただきますが、まず、4 段、箱があるかと思いますが、一番上の箱の一番上の黒ポチ、主な課題ですが、まず混雑が発生しやすい時期や時間帯を見据え、警備体制の強化や店舗との協力関係を継続しながら混雑対策を実施し、大久保通りにおける歩行者空間の確保を図る必要がありますという課題で、それに対応する取組方針は右に書いてありますが、新大久保ルールを記載したチラシ、ポスター、啓発物品を作成、配布し、年齢や属性を問わず分かりやすい形で周知を図ります。

また、2 つ目の黒ポチは、より多くの来街者に利用されるように、西大久保公園を活用した飲食スペースの周知を引き続き行い、利用を促進しますとあります。先日、こちらは皆様にも資料でお送りしましたが、こちらの新大久保ルール周知チラシ、在庫の関係で日本語版しか皆様にお送りできなかったんですが、多言語ということで英語、韓国語、中国語といろいろバリエーションがありますので、もしよければ後でご覧いただければと思います。

続きまして、3 段目の箱に移らせていただきますが、主な課題、新大久保駅西側エリア、百人町地区では、来街者の増加や外国人事業者による飲食店等の出店が進む中で、一部の店舗周辺において来街者の滞留や道路上への陳列等により生活環境や歩行者の通行環境に影響を及ぼしていることから巡回指導等の対策が必要だということですという課題を挙げておりまして。右側の 2 つ目の黒ポチで、日本のルールやマナーについて、外国人にも理解しやすい多言語によるポスターやチラシ等を活用した啓発を行います。また、現地での声かけを継続し、商店街、町会、関係機関等と連携しながら、来街者及び事業者双方へのルール順守を促し、安全で円滑な通行環境及び良好な生活環境の確保に取り組みますとしております。

では、次のページお願いします。

こちらは、令和 8 年度 of 取組内容として掲載しておりまして、その下、指標と事業経費、それぞれの記載のとおり掲げております。

次のページは、計画事業 33 番、歌舞伎町地区のまちづくり推進です。ここからはもう本当にかいつまんでご説明させていただきますが、まず、では、事業概要だけ触れさせていただきます。歌舞伎町を誰もが安心して楽しめるまちへと再生するため、歌舞伎町ルネッサンス推進協議会の下、区、地元事業者、一般社団法人歌舞伎町タウン・マネジメント、関係行政機関、NPO ボランティア等が一体となって、地域活性化プロジェクト、にぎわいづく

りと新たな文化の創造・発信と、クリーン作戦プロジェクト、安全安心対策と環境美化をはじめ、総合的な施策を展開しますという事業になっております。

年度別計画としては、令和 7 年度は全て継続となっておりますので、令和 6 年度の取組を継続して行うというふうになっております。

では、次のページへお願いします。

こちらの事業の全体の評価としましては、計画どおりと評価しております。7 年度当初時点の主な課題と取組方針は記載のとおりです。

次のページですが、令和 7 年度の評価を記載しておりまして、テーマ全体に関わる部分としましては、下の主な課題の 2 段目の箱のところの一番上の黒ポチをご覧くださいませでしょうか。こちらで、シネシティ広場周辺では、青少年だけでなく生活困窮者等が集まって寝込んだり飲酒をしたりしている状況があり、広場のイメージダウンとなっていますという課題がありまして、それを踏まえて、右側の令和 8 年度の取組方針では、屋外広告物を活用したイベントや、東急歌舞伎町タワー屋外ビジョンステージとシネシティ広場を一体的に活用したイベントなど、引き続き魅力的なイベントを誘致、開催します。

続きまして、2 つ目の丸ですが、シネシティ広場周辺における恒常的なにぎわいの創出とイメージ向上につなげるため、広場にキッチンカーを出店するとともに、キッチンカーの収益の一部を活用して清掃や警備を実施することで、周辺地域の環境美化も併せて推進していきます。また、新宿東宝ビル西側区道で実施しているキッチンカーの試行実験を今後も継続的に開催することで、新たなにぎわいや道路の適正利用及び景観美化を図りますとしております。

次のページの一番上の主な課題、ご覧くださいませでしょうか。

こちらは、環境美化対策については、シネシティ広場周辺における来街者の増加に伴い、滞留者やポイ捨てごみの散乱が見られますという課題でして、対応する方針としまして、右側の 1 つ目、シネシティ広場周辺における環境美化対策については、引き続き庁内関係部署、警察、商店街等との連携による滞留者への声かけや清掃活動を実施していきます。また、新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例について、実際に捨てられているごみの傾向と条例の規定が整合するように、条例で定める空き缶等という部分の定義を拡大するという改正を検討していきます。引き続き、ポイ捨て防止のため効果的な周知啓発に取り組みますとしております。以降は、記載のとおりとなっております。

では、次の経常事業 378 番、安全安心推進活動の強化でございます。こちらの事業概要は、区民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、区民、警察、区が一体となって地域課題や情報を共有する新宿区安全・安心推進協議会を中心に、地域に根差した安全・安心推進活動の強化に取り組んでいきます。また、重点地区や防犯ボランティアグループの相互に連携した防犯活動を促進するとともに、警察等と連携を図りながら活動を支援していきますという事業でして、大きく 4 つの取組がございます。1 番、客引き防止パトロールの実施、2 番、安全推進地域活動重点地区指定の実施、3 番、防犯リーダー実践塾の実

施、4番、防犯パトロール資機材の貸与の実施でございます。

次のページですが、こちらの事業全体の評価は適切としております。

テーマ全体に関わる部分として、一番下の令和7年度末時点の主な課題をご覧ください。
二段目の箱ですが、普及啓発プログラムの改善により、一定の若年層の参加が見られましたが、地域団体の日常的な活動に参加する若年層の構成員が依然として少ないという状況です。それを踏まえまして、8年度の取組は、より多くの若年層の参加を促すため、若年層にとって有益となる普及啓発プログラムを引き続き検討するとしております。

次の事業です。経常事業380、防犯対策の推進です。事業概要は、まちの犯罪を抑止するため、地域、警察、区が連携し、広く防犯に関する啓発活動を行うとともに、防犯カメラの設置等への補助及び自動通話録音機の普及を進め、防犯力の向上を図りますという事業で、大きく4つの取組があります。1つ目が自動通話録音機の貸出し事業、2つ目が防犯カメラ設置への補助事業、防犯カメラ維持管理事業、3つ目が防犯機器等購入緊急補助事業、4つ目が新宿区青色防犯パトロールです。

次のページですが、こちらの事業は全体として評価は適切としております。以降は記載のとおりです。

続きまして、経常事業395、民泊の適正な運営の確保です。事業概要は、住宅宿泊事業法令に基づき、住宅宿泊事業に関する届出事務、監視指導等を実施します。また、区民、事業者、宿泊者へルールブック等により普及啓発を行います。取組は、大きく分けて2つありまして、1つ目が住宅宿泊事業に関する届出事務、監視指導等、2つ目が普及、啓発でございます。

次のページへお願いします。

こちらの事業は、全体としては改善が必要としております。その理由ですが、その改善が必要としたページの一番下の主な課題のところで、1段目のところをご覧ください。令和7年度末時点の届出住宅件数は3,749件と、依然として全国で最も多いという状況です。届出住宅の増加に伴い、周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼすケースも多く見られ、近隣住民からの苦情件数も増加しているという状況です。こちら、対策は一定程度しているんですが、苦情件数が増えているという状況なので改善が必要としております。これを踏まえた令和8年度の取組方針、右側にございますが、依然として法違反を繰り返す悪質な事業者が一定数存在しているため、より悪質性の高いものから処分の実施を検討していきますとしております。以降は、記載のとおりでございます。

続きまして、経常事業396、路上喫煙対策の推進です。事業概要は、地域等との協働によるキャンペーン活動や、路上喫煙禁止パトロールによる指導を継続的に実施するとともに、区民、事業者、来街者等に対する路上喫煙禁止の普及啓発を行い、受動喫煙やたばこの火による被害を防止します。また、路上喫煙対策協力員や商店街との協働による周知啓発活動を実施し、協働による来街者への啓発活動に取り組んでいきますという事業で、大きく分けて2つございまして、1つ目が路上喫煙禁止パトロール、2つ目が喫煙所の維持管理です。

次のページになります。こちらの事業は、全体としては適切と評価しております。実績や評価、課題は記載のとおりとなっております。

次に進みまして、経常事業 403 番、ポイ捨て防止ときれいなまちづくりです。こちらは、事業概要は、区内全域で空き缶等のごみのポイ捨て防止の意識啓発を行うとともに、ごみゼロデー等まち美化清掃活動を区民、事業者等とともに実施します。また、新宿駅周辺など美化推進重点地区では、地元商店街等との協働で新宿駅・高田馬場駅周辺地区散乱防止計画を策定し、ポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーン、まち美化清掃活動を実施します。取組は大きく 2 つございまして、1 つ目が区民、事業者等との協働によるごみゼロデー等まち美化清掃活動の実施及び美化清掃ボランティア活動への支援、2 つ目が散乱防止計画の策定でございます。

次のページです。全体の評価としましては、適切と評価しております。以降は記載のとおりでございます。

続きまして、経常事業 423 番、ねずみ駆除相談・ハチ衛生害虫相談です。こちらの事業は、区民の良好な衛生環境の維持向上を図るため、ネズミ族、カ・ハエ・蜂類、その他害虫の駆除相談や駆除対策を実施します。取組は大きく 3 つございまして、1 つ目がねずみ駆除相談・駆除対策、2 つ目がカ・ハエ苦情相談・駆除対策、3 つ目がハチ類及び害虫駆除相談・駆除対策でございます。

こちらの事業の評価は次のページですが、改善が必要と評価しております。下の実績欄の一番のところに記載されている繁華街におけるネズミ対策、こちらは令和 5 年度から 7 年度にかけて歌舞伎町、大久保、百人町地区で実施したものでございまして、一斉駆除を行ってききましたが、令和 7 年度に効果検証を行いましたところ、一番下の主な課題のところをご覧いただければと思いますが、効果検証をしましたところ、一斉駆除では一時的な効果はありましたが、ネズミの生息を恒常的に減らすことが難しいということが分かりました。なので、ごみの適正管理や巣穴の除去といった根本的な対策が必要というところから、この事業は令和 7 年度は改善が必要と評価しました。対応する取組方針は、右側ですが、これまでに実施してきた繁華街ネズミ対策の効果検証を踏まえ、ネズミが生息しにくい環境づくりに取り組みます。続けて、ごみを適正に管理することや、巣になりやすい場所をなくすことなど、ネズミ対策に関する正しい知識の普及を図りますとしております。

次の事業です。経常事業 515 番、一般廃棄物の収集運搬業務です。こちらの事業概要は、粗大ごみを除く一般廃棄物の収集運搬が適切に行えるよう作業計画を立て、必要な車両や人員、機材等の配置を行います。また、資源・ごみ集積所の排出状況改善のため、排出指導や不法投棄対策を行います。取組は 3 つございまして、1 つ目が直営車両の維持管理、2 つ目が収集車両の雇い上げ、3 つ目が収集作業の運営となっております。

次のページですが、評価は適切としております。

続きまして、経常事業 999 番、雑踏事故防止対策等でございます。事業概要は、令和 6 年 6 月 21 日に、新宿駅周辺地域の安全で秩序ある環境の確保に関する条例が施行されたこと

に伴い、ハロウィン時期及び区長が定めた期間において路上飲酒の制限、迷惑行為の禁止が定義されました。来街者の安全を確保し、秩序ある環境を維持するため、必要な広報及び雑踏事故防止対策を実施します。取組は、大きく4つございまして、1つ目が条例の周知啓発活動の実施、2つ目が雑踏事故防止活動の実施、3つ目が関係機関等との連携、4つ目が協議会の開催でございまして、次のページになりまして、この事業の評価は適切としております。

それでは、一番最初のテーマ別評価シートの裏面にお戻りいただけますでしょうか。

これらの対象事業全てを通じて、本テーマに関連する評価はやや不十分とさせていただきました。全般的に、防犯対策、環境美化など、おおむね良好な取組であったんですが、一部民泊であったり、ネズミ駆除のところで改善が必要とした事業があったため、テーマ全体としてはやや不十分と評価しております。その他は記載のとおりでございます。

雑駁ですが、説明は以上となります。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、意見交換を行いながら、質問事項の確認をはじめ論点を整理していきたいと思えます。あわせて、現地視察について、候補に掲載されていない場所も含め、ご希望があればご意見をお願いしたいと思います。

じゃ、郵送で送ってきてもらっているんで、あらかじめ目を通していただいた方が多いと思えますから、事務局への質問とか、あるいはもっとこの課みたいなのところも呼んだほうがいいんじゃないとか、いろんな提案とかご質問とかご自由にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

僕から1点、最初に民泊のところなんですけれども、不十分みたいな、そんな評価だったんですが、7月1日からですかね、住宅宿泊事業法関係の運用等が変わって、条例をもう少し厳しくするところが増えたんですけれども、ちょっとそれに併せて何か変化とかあったんですか。

【事務局】

ご質問のところなんですけれども、先般、国のほうで、条例による民泊の実質的な禁止を容認するという方針が示されました。新宿区においては、現状、今の条例等を直ちに改正することとはしておりません。ただ、もともと新宿区では、法令上の年間180日といった規定よりも厳しい内容で運用してきておりますので、引き続き、現行の規定の中で指導していくとともに、国の方針も踏まえて今後どのように対応していくかについて、現在、所管のほうで検討している状況です。

【部会長】

ありがとうございました。

どなたでもどうぞ。お願いします。

【委員】

この一番最初の住まいの環境悪化対策のところで、転出したい理由が「住まい周辺の環境が悪くなってきたから」46.5%と書いてあるんですけども、これは例えば、新宿区もかなり広いと思うんですけども、どの地域の方がこれだけ住まいの周辺環境が悪くなったからというふうに認識しているのでしょうか。もしかすると、これはランダムに新宿区民を対象として、ということで特定の地域を明確にしないまま調査された結果なんではないでしょうか。

【事務局】

こちらは区民意識調査ということで、新宿区が毎年、このテーマに限らず様々なことについて、区民の方をランダムに抽出してご質問し、任意で回答いただくものになっています。そのため、どの地域の方がどれだけ回答したかというところまでは、ちょっと分からない状況です。

【委員】

そうすると、やっぱり、例えば先ほどの民泊に関して言えば、新宿区の中で民泊で問題になっているエリアというのは、何か結構特定の地区、例えば私、北新宿に一時的に住んでいたことあるんですけども、北新宿だと結構民泊が多くて、何か朝とかゴロゴロとかというやっぱり移動しているのが分かるので、そういうふうに何か特定の地区で結構環境が悪化しているような気がするんですけども、ちょっとその原因調査というのは詰める必要があるんじゃないかなと思います。

【事務局】

すみません。補足させていただきます。今のところ、私どものほうで今のご質問へのお答えは持ち合わせていないところです。ただ、区民意識調査については、ホームページでローデータを公開していますので、もしかしたら所管のほうで詳細な分析などを行っているかもしれません。

【部会長】

ありがとうございます。

この民泊の話は、この今書いてある課を呼べば、大体もう何でも答えてもらえそうですか。呼ぶ担当課はここだけでいいということですか。

【事務局】

そうですね。

【部会長】

大丈夫ですかね。ほかに何かありますか。どなたでもどうぞ。
どうぞ。

【委員】

あれですよ。この一応、質問事項をあらかじめ討議するという場ですよ、ここ。

【部会長】

そうです、そうです。事務局が答えるわけではなく。

【委員】

私が民泊のところで、395 のところで聞きたいなと思っているポイントというのは、やっぱり誰が保有していて、誰がその管理しているかというところで、多分その保有している人は管理会社に委託していると。例えば、中国の方が保有している場合でも、その管理会社が別にあって、その管理会社というのは多分国内の法人とかになっていると思うんですけども、そういうその例えば新宿区が、あるいは別にほかの区でも構わないと思うんですけども、どこに対してこういう是正措置だとか、どういう、何に着目して適正な運営の確保ができていうふうに管理されているのかなというのをちょっとお聞きしたいポイントと、あと、これらの民泊が今届け出ているのが4,000 戸あるというところで、じゃ届け出していないところというのが果たしてあるのか。違法民泊というのは多分届け出していない民泊も別途あると思うんですけども、それはまたどうやって管理しているのか。

それで、例えば、4,000 戸の届出住宅、あるいは違法民泊がほかにあったとして、それも税金というのが法人として管理されている、あるいは個人として管理されている、その税金がどうなって……。例えば、住民税とかは発生するんだと思うんですけども、それはちゃんと徴収されているのかとか、ちょっとそういうところがお聞きしたいなと思いました。

【事務局】

ありがとうございます。

実際、そういったところはぜひ聞いていただければと思います。適正な民泊というのは、こちらにも書いてあります住宅宿泊事業法に基づくものでして、自治体に事前に届出をすること、年間180日という宿泊の上限を守ること、宿泊者の名簿をきちんと管理すること、周辺の近隣の方へ配慮することなどの義務があります。こうしたことをきちんと行っている民泊も、当然ございます。一方で、今回問題になっているのは、こうした義務を守っていない違法な民泊です。無許可、要は届出をしていないのに実質的に民泊のようなことをしているケースが実際にございます。また、届出はしていても、届け出た日数を守らず上限を超えて営業している、定期的な報告をきちんと行っていない、近隣住民への説明義務を果たしていないといった事業者もあります。そういった事業者に対して、新宿区では実際に停止命令や廃止命令も行っています。

税の部分については、私のほうで今すぐには分かりませんので、所管のほうに確認し、私のほうでも勉強したいと思っています。以上です。

【部会長】

税は、この衛生課だけで大丈夫ですか。

【事務局】

税務課に事前に確認をして、ヒアリング当日に事務局から回答をお伝えすることとします。

【部会長】

はい。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、お願いします。

【委員】

今の民泊のところに付随してなんですけれども、改善命令とか厳しい対応を実施していると思うんですけれども、件数が結構増えているじゃないですか、毎年、毎年。なので、その要因をどのように分析しているのかなというのはちょっと所管の方々に聞きたいなと思います。以上です。

【部会長】

よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】

民泊のところがやっぱり一番結構この中のテーマとして重要なので、民泊にちょっと集中しちゃうんですけれども、例えば民泊、今この周知啓発をして、例えば監視指導、届出事務とかをやっていて、やっぱり例えば新宿区って 30 万人いて、その 30 万人のどの程度の人の生活に影響しているのかというのが、多分その近隣の人が何世帯ぐらいかは影響してくる。それが、かなり民泊の、あちこち民泊が増えてくると、新宿区全体の先ほどの住みたくないとか何か 45%が、何か 47%が住まい周辺の環境が悪くなってきたからと認識しているんじゃないかなと思うんですけれども、そうすると、その何というんですか、例えば民泊の行われている場所のマッピングみたいなもので、大体この住まい周辺の環境が悪くなってきたというカバレッジが分かってくると思うんですけれども、今新宿区の中で民泊の管理をしている方というのは何名ぐらいの体制でいらっしゃるのかなということと、あと、この事業経費として周知徹底するので 2,000 万円ぐらいかけているというところ、何か 2,000 万円というのは、ほかのところの予算と比較すると何か結構小さいなという。だから、例えば喫煙所の維持管理は 1 億 7,000 万円で、ここの事業経費は周知徹底という業務で 2,500 万円という、何か多分管理している方が管理し切れていない状態に今なっているんじゃないかと思って、ちょっとそこの部分をお聞きしたいなと思いました。

あと、もしこれも分かったらですけれども、例えば新宿区は今民泊のところが非常に人数が多いから、全国 No.1 だから重要だと思うんですけれども、やっぱりそのほかの地域でも民泊の管理をし始めていると思うんですけれども、そこと比較してどういう、何かすばらしく民泊が管理できている自治体がほかにあって、あるんだったら何かそのノウハウを教えてくださいなと思っているんですけれども、やっぱり民泊に関してはもう各地方自治体がばらばらにその対策を取って、後から国が集約していくみたいな管理になるんでしょうかというところを聞きたい。

【事務局】

自治体ごとに、条例等をつくって対応しているかなというふうに思います。正直なところ、

新宿区は件数が一番多いので、大阪なども多いとは聞きますけれども、好事例を参考にするというよりは、むしろ新宿区が先陣を切って、かなり厳しく対応しているのかなと思います。非常に力を入れて対応しているんですけれども、やはり件数があまりにも多いので、苦慮しているところがあるのだと思います。

経費の部分については、区の職員が、要は保健所として対応していますので、ここに書かれているのは、そういった人件費ではなく、委託ですとか業務に関わる費用になります。例えば、先ほどのポイ捨て対策ですと、外部に委託してパトロールしてもらう経費なども入っていますので、一概には比較できないと思います。

ただ、非常に苦慮しているという話は、所管からよく聞いています。対応している人数についても、衛生課全体の職員数は分かるんですけれども、その中でどの系の何人が特にこの業務に従事しているかというところまでは、現時点で手元に持ち合わせていない状況です。

【部会長】

さっき委員がおっしゃっていた、マッピングをしてはどうかという話なんですけれども、私もマップがあったら非常に見やすいなと思います。ただ、ちょっと難しいなと思うのは、アウトカムを意識調査と重ね合わせることです。その意識調査の回答者がどこに住んでいるかは、全く把握していないはずなんです。新宿区民というだけで、どこに住んでいるか分からないので、それと重ね合わせることは多分できないですね。どういうふうにそのアウトカムをつけられるのかは、ちょっと分からないです。でも、マップは欲しいなとも思います。

それから、平成 28 年頃ですかね、あの頃にすごく議論になっていたのが、国の法律でどこまで規定して、地方自治体の条例でどこまでやるかということでした。その議論の中で、観光庁のほうは、割と自治体の判断に委ねる形にしたんですよ。それぞれの実情はありますので、各自治体の条例で対応するという形になって、180 日という日にちだけは決める、というような感じだったと思います。新宿区はたしか、住居地域については、金曜日の午後から月曜日の朝までしかできないということになったんですよ。つまり、金、土、日の 3 泊までしかできないということです。それでもこれだけ数が多いというのは、その条件でももうかるということで始めた人が結構いらっしゃるということだと思いますし、そこがほかの地域とはかなり違う、特異な、特殊なところなのかなと思います。

ただ、さっきマッピングしてくださいとお願いしたのは、住居専用地域なのか、あるいは商業地域なのかという、何とていまして、建築基準法上でしたか、都市計画法上でしたか、用途地域の色分けのようなものですね。どこかに載っていると思うんですけれども、普通はなかなか見つけるのが大変なので、それを出してもらえると分かりやすいと思います。この中で住居地域はここで、民泊の条例の規制が適用されて、金曜日から月曜日までになっていますよ。ほかのところ、例えば商業地域は多分そういう規制はないはずなので、180 日、法律の範囲内という話になると思います。その上で、この地域には何件ぐらい、この

色のところには何件ぐらい出てきていて、こっちの色のところには、今 4,000 件のうち何件ぐらい出てきているのか、どの辺が増えているのかとか、そういうことが分かるように説明してもらおうと、もうちょっと議論がしやすいのかなと思いました。それをちょっとお願いしてもらえたらなと思います。

ほかいかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】

378 の安全安心推進活動の強化のところの安全推進地域活動重点地区というのが何地区あるのか教えていただきたいのと、すみません。380 の防犯対策の推進というところで、4 番のこの青色回転灯装備車両というのはどちらが運営されているのか教えていただきたいのと、主な課題のところ、裏面の一番最後の当初の想定件数と区民の需要との間に乖離がある状況が明らかとなりました。この詳細が、乖離とは何なのかというのがちょっとご説明ないので、こちらを教えてください。以上です。

【事務局】

私のほうで分かる範囲でお答えしたいと思います。

まず、経常事業 378 のところですが、実績のところは、令和 7 年度には新規で 5 地区を指定したというふうに書かれています。

それから、もう一つ、経常事業 380 の青色防犯パトロールについてですが、こちらは車両によるパトロールを業務委託で行っています。

それから、防犯機器等購入緊急補助事業については、評価欄の 2 つ目の黒丸のところに書いてありますが、令和 7 年度当初は 7,000 件を想定して予算を組んでいたものの、実際の利用は 931 件だったということです。

引き続き、令和 8 年度も申請できますので、周知に努めている状況です。

【委員】

ありがとうございます。

すみません。先ほどの地区が全体で何件かというのも後で教えてください。

【事務局】

この安全推進地域活動重点地区なんですけれども、地域で活動していच्छる団体の方が区に申出をして、区が指定するというような立てつけになっているようです。そのため、この町会が活動している地域を指定します、というような形になるようです。新宿区のホームページでは、令和 5 年 6 月 1 日現在の情報なので少し古いんですけれども、170 団体という形で、表にして公表されています。

【委員】

ありがとうございます。

団体名、地区数とは違う。同じこと。

【事務局】

そうですね。団体さん単位で指定しているようです。ですので、ホームページに載っている一覧も、例えば四谷地区ではこの団体が指定されています、というような形の一覧になっています。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】

大久保、それから歌舞伎町も同じなんですけれども、この中によく商店会・町会と連携をしてというふうに出ているんですけれども、私の立場で言わせてもらおうと、なかなか難しいところがあるのではないかと思います。今、商店街の人でも大家さんになっているところかなり多くなっていて、そこで実際に現場で仕事をしている人が少なくなっているのので、何を言いたいのかというと、もしヒアリングのときに、担当課長だけではなくて、商店街連合会の事務局長なんかに話として、今後どんなふうに進めていくのかというのを聞けるようにしておいてもらったらいいんじゃないかなというふうに思います。

何かあまり縦で割らないで、関係するところの話も聞けるようにしておいていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

何しろ、これだけ変わった町ですし、大久保なんかもかなり変わったというふうに思っています。さっき委員が言われていた、ほかのところのこととていえば、ポイ捨てなんかは、渋谷区がメディアで取り上げられていますけれども、現実が一番ポイ捨てされているのは、私なんかは新宿歌舞伎町ではないかというふうに思っています。ですから、そのあたりのところ、今までどうだったのかというのを外部評価でチェックするんですけれども、なおかつ、そこから何を得たのかというのも大事な部分ではないかと思うので、お考えいただけたらと思います。

【部会長】

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】

999の雑踏事故防止対策等なんですが、こちらの事業経費が3,800万超しているかと思うんですけれども、何かこちら調べると、ハロウィンが渋谷区というのは7,000万円以上かかっているようなんですが、一晩でこの金額が出てしまうということに対して、例えば会計室であるとか監査とかで妥当であったのかというのは後々検証されて次につなげていっているのかということをお聞きしたいです。以上です。

【事務局】

こちらの事業の補足になりますが、実績欄をご覧くださいと、条例の周知啓発活動も主な取組になっています。そのため、ハロウィン当日以外でも、チラシやポスターを 1,000 部、100 部作成するとか、サイネージ動画を作成して放映するといったところにも、一定程度、経費はかかっているものと思われます。

【委員】

令和 7 年度予算の概要によると、79 ページで安全対策業務委託のこの日だけで一応 3,300 万というふうになっていて、そのポスター、チラシとかは割と端数な感じが。

【事務局】

では、質問として整理すると、1 日の対応にもかかわらず、経費がかなり多いのではないかというお話ですね。分かりました。

【部会長】

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】

378 番のところなんですけれども、378 番について、より多くの若年層の参加を促すため、若年層にとって有益な普及啓発プログラムを引き続き検討しますと書いてあるんですけれども、この若年層の何か地域団体の構成員が少ない現状が続くと、将来にわたって防犯活動を継続していくことが困難となるおそれがありますと書いてあるんですけれども、結局そのパトロールをするのが若年層が今いないというところが問題になっている。じゃ、この若年層って何がモチベーションになってこういう活動に参加するのかなというのがちょっと、例えば出会いを求めて参加するのか、それとも何を求めて参加するということでは有益だというふうに検討されているのかな。だから、町内会とかも全然何かやっぱり出ない。だんだん都会だと基本的に人と人とのつながりって薄くなっていく状態になっていると思うんですけれども、その中で何が参加を促す動機になっているかというのは何か認識しているのかなというのが聞きたいなと思ったんですけれども。

【部会長】

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】

計画事業の 17 番の大久保通り周辺のまちづくり推進なんですけれども、こちら 2 点あって、成果指標のところプロジェクトの推進となっていると思うんですけれども、住民や来街者の視点で、例えば歩きやすくなったとか住みやすくなったという成果が重要だと思うんですけれども、この成果ってどのような指標で把握されているのかというのはちょっと聞きたいというのが 1 点です。

もう一点が、来街者への対応は理解できるんですけれども、住民が住みやすくなったとい

う視点はどのように評価されているのかなというのが聞きたいというのがあります。これが2点ですね。以上です。

【部会長】

ほかに。

私からちょっと追加で、何番になるのかな。歌舞伎町だけになるのかな。ちょっと分からない。33番だとすると4つの課が来てくださるというか、対応してくださることになっているんですが、もう今までにいろんなアイデアが、いろんなコンペ的なこともやりつつ、歌舞伎町をどうするかっていろんなアイデアが出てきたと思うんですけども、キッチンカーなんかまさに1つのアイデアで、今、自治体が新しい政策を検討するときに行動経済学の理論を使うことが結構増えていまして、ナッジですね。ナッジって、肘でつついてちょっと動かすみたいな。ドイツなんかだと、階段をみんな上ってもらうと健康にもいいし、人もたくさん歩けるけれども、みんなエスカレーターにずっと行列つくって並んじゃう。それどうするかといったときに、広い階段はあるんだけど、みんなそっちをあまり使わずにだらだら行列をつくっている。階段をピアノの鍵盤のようにして、そこを歩くとその音が鳴るようなことをやったら、みんなそっちでびよんびよん跳びはねて動き出してエスカレーターの列がなくなった例とか、そういう何かちょこっとしたことでも人の行動を動かすみたいなこと、いろんなことをやっているんですね。

日本でも福井市とか幾つかの自治体で、ナッジを活用した政策の新しい展開のようなことを、実証実験としてやっているところが結構あって、同じようなことを歌舞伎町で何かやっているのか、やっていないのかというようなことを聞きたいですね。キッチンカーがいると、例えば路上での客待ち行為が見られる場所の周辺にキッチンカーが入って、みんなが買物をしていると、そうした行為もしづらくなるというようなこともあると思いますし、多分いろいろなアイデアがあると思うんですね。ナッジを使ったまちの改善というようなことを、政策として考えているのか。何かそういうことについても、できたらちょっと聞きたいなと思いました。

【事務局】

歌舞伎町に限らず、区全般的にということでしょうか。

【部会長】

そうですね。でも、とりわけ歌舞伎町ですね、これは。もう課題になっているスポットがある程度分かっているのに、なかなかそのスポットの状況が改善しないというのは、やはり何か理由があるのだと思いますし、何か方法はあるはずですね。人流が本当に、何というか、若い方などの新しい人の流れが起きたら、もうかなり変わってくると思うんですね。それをどうやって起こしたらいいのかとか、そういう意味で、歌舞伎町は一つの代表例ですよ。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】

ちょっとつまらない話なんですけれども、防犯機器等購入緊急補助事業というのがあって、これ去年が1億7,700万の前年度予算で、令和8年度予算が3,800万だったんですけれども、都の補助が2分の1で、区の補助が2分の1予定で、補助の上限が2万円となったときに、私は去年家リフォームして、センサーとかいろいろ防犯カメラとかつけたりしてたんなんですけれども、結局その補助の上限が2万だと、何かほとんど手間暇を考えたら全然何のモチベーションにもならないから申請しなかったんですけれども、これって2万円が補助の上限として、例えば何万円のことを想定しているから2万円になっているかというところがちょっと聞きたいなと思ひまして。

【部会長】

ありがとうございます。

スマホで二次元コードを読んで、ピッと押したらそれで申請が終わる、というような感じだったらやと思うんですけれども、ダウンロードして紙に書いて、また送ってとなると、これは大変だという感じがありますよね。

どうぞ。

【委員】

あと、もう一点なんですけれども、ネズミ対策というところなんですけれども、私のちょっとまたリフォームの話になってくるんですけれども、私築70年の家を購入して、それで購入した後ネズミがやっぱりいるということに気がついて、そのネズミ対策を個人でしていたんですけれども、15万円ぐらい、10匹ぐらい出ましたので退治したんですけれども、そのときに感じたのは、やっぱり空き家が結構ネズミが出てくる要因なのかな。私が買ったのは空き家だったんですけれども、空き家の対策って各地方自治体でやっていると思うんですけれども、その何かネズミ対策との連携って取れているのかなというのはちょっとお聞きしたいポイントでした。以上です。

【委員】

どうぞ。

【委員】

17番の大久保通り周辺の33番の歌舞伎町地区のまちづくり推進でもそうなんです、飲食店ですとか事業者にごみ箱の設置というのを義務化するような方向というのはないのかというのをお聞きしたいです。こちら、今空き家からネズミというふうになっていましたけれども、ごみ箱がないからごみが増えてネズミが増えているという私の中で印象なので、お願いします。

【事務局】

事業者へのごみ箱設置の義務化について、検討状況を確認するということですね。分かりました。

【部会長】

大体出尽くした感じでしょうかね。どうでしょう。ほかにあればどうぞ。

どうぞ。

【委員】

計画事業の 33 番の歌舞伎町地区のまちづくり推進のところで、一番最後の指標の数字のところにあるんですけれども、イメージ向上とにぎわいというところなんですけれども、多分、令和 6 年度、7 年度どちらともこれ未達になっているかなと思いますので、その要因はちょっと知りたいなというところでご質問したいなと思います。

また、イベント結構多数、シネシティ広場とかもそうだと思うんですけれども、開催されているかなと思うんですけれども、それが開催回数じゃなくて、歌舞伎町のイメージ向上にどのようにつなげて評価するのかというののもちょっと併せて聞きたいなと思います。

以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

どうぞ。

【委員】

歌舞伎町のところですね。放置自転車対策とあるんですけれども、駐輪場というのはどれぐらい整備されているのかと、放置自転車なのか、あるいは駐輪場が例えば遠くてそのままのものがあるのかということが知りたかったので、もし駐輪場とかを設置されているのであれば、その設置場所というか件数とかも教えていただければなと思います。

【事務局】

歌舞伎町周辺の駐輪場の場所については、毎年発行している統計資料として「新宿区の概況」というものがあります。こちらは令和 7 年 4 月 1 日現在の情報になりますが、駐輪施設の表がありまして、例えば靖国通りについては、歌舞伎町 1-5 ほか 11 か所、計 12 か所に駐輪施設がございます。台数としては、全部合わせて 559 台分の駐輪施設があるというふうになっています。そのほか、新宿駅の路上、新宿駅南口、東口等にもあります。

【部会長】

どうぞ。

【委員】

515 番の一般廃棄物の収集運搬業務のところで、これ今 16 億ぐらいかかっていると思うんですけれども、事業経費には新宿清掃事務所の直営所職員の人件費は含まれていないということですよね。この 16 億の中身というのは、直営車両の維持管理と、あと収集車両の雇い上げということだと、110 台、120 台ぐらいあって 16 億かかっているということは、1 台当たり 1,000 万ぐらいかかる。110 で 1,000 万円以上かかるということですよね。1,000 万かかっているというのは、これ例えばほかの地方自治体と比較して大体適切なレベルなんでしょうかというのはちょっと聞きたいところです。どういうふうにこの管理がなされているかというのと、やっぱり直営車両と雇い上げというのと、アウトソーシングが 63 台ある

ということですかね。アウトソーシングしているものと直営しているものというのはどういう関係で全部アウトソーシングしない、一部はインソーシングするというふうになっているんでしょうかね。

これって、110 台で新宿区にある一般廃棄物の収集を全部新宿で行っていると。それで、どこかその廃棄場みたいなところを都が管理していて、そこに持っていくために集めてくる作業だけを新宿区が行っているという理解ですよ。何か前回そういうふうに話を聞いて。

【事務局】

そうですね。前回、最終処分場は東京都が所管していて、収集は区で行っているというお話がございました。

【委員】

そうですね。一般廃棄物以外に、何か産業廃棄物とか特殊な廃棄物は、これは区以外が処理しているということですか。都が処理しているんですか。何かこの都と区の区分がよく分からないというところがあります。そういう理解ですよ、多分。

【部会長】

何かそういうのを、分かりやすいポンチ絵みたいなものにして、次回配っていただくとありがたいですね。収集するのは、一般廃棄物については、これは法律上、基本的に基礎自治体がやらなきゃならないので、新宿区がやっているということですよ。でも、産業廃棄物は、基本的には出した人がお金を出して、業者が集めるとか、そういうことになるのかもしれませんが、そのあたりはちょっと分からないので、都もそういうのを有償でやっているんですかね。最終処分場で燃やしたりするのは、単独の自治体では無理な場合には共同で造るということになるんだと思います。

【委員】

今、他の地方自治体も、この直営車両の維持管理と収集車両の雇い上げって、この2パターンで分けてやっているんですかね。例えば、直営車両というのは何かカスタマイズされた車両だから自分たちで保有しなきゃいけないとか、収集車両というのはただ収集するだけで、普通のごみ収集車、どこにでもあるごみ収集車みたいなものだから雇い上げている。

【部会長】

そういう分け方というよりは、やはり歴史的な経緯があって、例えば福岡市なんかは政令市ですけども、ずっと以前から委託方式を取っていたので、自前の車両は持っていないんですね。業者に委託しています。一方で、大阪市なんかは政令指定都市ですけども、全部直営でやってきたんですね。これは、やはり労働組合との関係があって、現業の労働組合は非常に強い労働組合ですので、決して委託は認めないということで、ずっとやってきた経緯があるんです。3,000 人ぐらい直営で収集する作業員がいたんですよ。それに対して、自治体ももっと効率化できるのではないかという、国からの非常に強い圧力が広がってきました。ただ、国のほうで自治体の経営改革を直接行うわけにはいけないので、様々な形で圧

力をかけてきたわけです。アメとムチということになりますけれども、アメのほうは、委託をする場合の交付税算定措置を高く見積もるということで、お金を配ると。他方で、ムチのほうは、そういう無駄をしているところは問題があるという立場を明確にするということです。特に 2000 年代に入って、小泉内閣で構造改革が進められていた時期ですけれども、地方自治体、各基礎自治体の人件費をきちんと公表しろという流れになりました。これは法律改正がありまして、今も公表されています。新宿区もそうですし、例えばこの辺りの市でいうと、調布市などを調べてもらうと、「人事行政の運営状況」というものが出ていて、そこにごみ収集の職員の平均給与を書かなければならないんですよ。横に民間の場合は幾らという数字が出ていて、こちらは大体 40 万円、民間は 20 万円というような形になると、かなり差があるということが見えてくるわけです。そうすると、市民からの圧力として、もっと民営化するべきではないかという方向に持っていこうということで、法律改正をしたんですね。今は相当民営化が進みましたので、昔に比べると、ごみ収集などの職員数は、1994 年を計算のスタートと考えると、それと比べて半分弱ぐらいに減っているのではないですかね。退職した人の不補充という形で、その分を民間委託に切り替えている自治体が非常に多いです。ただ、今でもごみ収集の職員を採用している自治体も残っています。そこは、組合との関係とか、様々な地元の市民の考え方によるところもあると思います。

新宿区の場合は、これをどういう区分けでやっているのかは分からないんですけれども、現業職員の採用状況も含めて、直営と委託をどういう考え方で分けているのか、そのあたりはちょっと確認したいところですね。直営で行っている部分と、民間委託している部分がある場合に、それぞれをどういう役割分担で整理しているのかということも確認したいです。ただし、自治体によっては同じ車両を使っている可能性もありますね。違うパターンでやっているところもあれば、同じ車両に乗っている人が民間の方と公務員とで交ざっている場合もあります。こちらからは見分けがつかないんですけれども、ちょっと新宿区の状況は分かりません。ただ、一般的な話としては、全国的には、ごみ収集を直営で行う自治体はかなり減っています。

【委員】

その辺の方針とかをお聞きしたいですね。それ、どちらがいいかというのはなかなか分からないですね。やっぱり、これから人が減ってきますから、そうすると直営したほうがいいかもしれません。

【部会長】

それは、よく両方の議論があるところで、大阪市なんかは直営をずっと維持してきました。橋下市政で大変変わったんですけれども、直営を維持する中で、ごみ収集の職員が独居老人のところのごみを個別に収集に行くと。ごみが出ていなかったら、ピンポンして、元気ですかと声をかけるような取組を打ち出していました。ふれあいごみ収集と言いましたかね。そうした取組によって直営の意義を示そうとする動きもありましたし、それはそれでよいことだという世論もあったんですよ。なので、どちらがいいかは一概には分からないところ

があります。

それから、もっと昔でいうと、昭和 30 年代から 40 年代ごろに、いろいろなところでごみ戦争というものがあまして、組合がストをしてしまって、ごみを集めないということがありました。2 週間ぐらいごみが山積みになって、まちじゅうが臭うような状況が、西日本の各地で発生したんですね。これは直営だからそうなったという見方もありますし、逆に民間委託をして、今度は民間事業者がストをした場合に、代替する人がいなければどうするのか、公務員が集められなくなってしまったらどうするのか、という議論もあります。実際に、和歌山でそうした事例があったと聞いていますけれども、そういうことを考えると、危機管理の面からは直営のほうがよいのではないかという声もあります。この辺のところは、ちょっとよく分からないですね。どちらの議論もあるところですし、なかなか興味深いところです。

どうぞ。

【委員】

先生がおっしゃるように、今後どんなふうにするのか、今どんなふうなのかというのは、もし話として聞かせていただけたらと思います。

【部会長】

ありがとうございます。

【委員】

あと、もう一つ。ごみの有料化ってあったと思うんですけども、今それ都がごみを有料化するということを何か検討されてらっしゃると思うんですけども、その影響というのは新宿区のほうにはどう影響してくるのかというのをちょっとお聞きしたいなと思います。

【部会長】

都はそんなのあるんですか。僕ちょっと知らないな。区ごとにはもう既に有料化しているところもあったと思いますけれども。

【委員】

いや、まだ 23 区はないはずです。

【部会長】

ないんですか。

【委員】

はい。

【部会長】

そうですか。

【委員】

多摩地区では、事業系のごみの有料化はもうやっています。23 区やっているんですけども、いわば家庭系ごみの有料化というのは、これはやっぱりやっていないです。まだどうなるか分からない。

【部会長】

じゃ、23区で議論しているということですね。都というよりは、23区での議論になるのだと思いますね。自治体ではもう有料化しているところも結構ありますので、私も前に住んでいたところは、1袋10円ぐらいだったかな、スーパーで買って、それで出さないと集めてくれないというふうになっていました。そういう自治体は結構あるんですけども、23区はまだなので、それをどうするかという話ですかね。その話も聞けたらと思います。

大体予定された時間が来ましたので、ただいまいろいろなお意見、ご質問をいただきました。事務局には申し訳ないですけども、それを整理してもらって、効率のよい部会にしたいと思います。

本日の議題は以上となりますが、視察先、視察をするかどうか、その行き先をちょっと調整するということになります。1枚物ももらっていますね。大久保特別出張所周辺や歌舞伎町シネシティ広場周辺という事務局提案なんですけれども、ほかにこんなところもいいんじゃないか、あるいは今回はやめてもいいんじゃないかとか、こういう住まい周辺の環境悪化対策でどこか先進事例ってあるんですかね。

どうぞ。

【委員】

意見として言わせていただければ、私、この外部評価で何回か視察見学をさせていただいて、4か所ぐらいですかね、行った経過があります。4か所とも、行く前は、正直、そこに行ってどうするんだろうという気持ちもありまして、気持ちとしては少しネガティブでした。ところが、実際に行って帰ってきて、ましてや去年は先生のお力で中野区を見たりしたことも踏まえて考えてみると、やっぱり現場を見ないと分からないというよりも、現場を見て初めて分かることが出てくると思います。大久保と歌舞伎町の部分で、ぜひこういうところを見てほしいというものがあれば、それを言っていた方がいいんじゃないかという気がします。

【部会長】

ほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】

例えば、今、区のほうで予算をかけてやっているところとして、こういった取組があるということだと思うんですけども、一方で、他の自治体、東京都のほかの自治体でどういう取組があるのかということも気になります。この前、去年は中野区のリロケーションの話を聞いて、多分参考になっていたと思うんですけども、例えば中野区でもまた構わないと思いますし、ほかの自治体で、大久保とか歌舞伎町のような課題に悩んでいる、悩んでいるというか、対策を強化している事例というのはあるんでしょうかね。普通は、区役所としては自分の区が取組が中心になるといいますので、他自治体の状況まではなかなか把握しにくいところもあると思うんですけども、ほかの自治体で何か先進的な事例があるのかど

うかというのは、分からないですよ、なかなか。

【事務局】

所管課のほうにも、何か参考になる事例があればという話はしたんですけれども、現状では、なかなかそういった事例は把握していないというところですよ。もちろん、昨年度は中野区を見ていただいて、それはそれで有益なところも十分あったと思います。ただ、もともとの外部評価の大原則としては、昨年度の新宿区の取組を評価いただくものですので、実際に新宿区で行っている取組を見ていただき、その評価につなげていただくという趣旨の視察だと考えております。先進事例を見ることがメインではないと言うと語弊があるかもしれませんが、参考になるものがあれば見に行ってくださいこともよいと思いますし、そういった事例が見当たらないということであれば、今、区が行っている取組をぜひご覧いただければと思います。今後、所管課へのヒアリングもございますけれども、例えば大久保出張所であれば、日々現地で対応している出張所の職員の生の話も聞けます。そういった話も聞きつつ、現場も見ていただき、より具体的なところを評価につなげていただければと考えております。

【委員】

これは、あれですよ。要は、大久保特別出張所の場合は区の管理している出張所を見るというコンセプトで、歌舞伎町のところはこの再開発というか、まちづくりの今の現状を見るということだから、これは必ずしも区の施設というわけじゃないということですか。

【事務局】

現場については、例えばシネシティ広場であれば、実際にその広場を見ていただく形になります。そこに書いてあります所管課の職員が一緒にご案内し、ここでどういった取組をしているかをご説明することになります。視察時に、ちょうどキッチンカーを実施しているかどうかは分からないんですけれども、例えば、この場所で先月こういう形で実施しましたとか、今やっているものがあれば、その場で見ていただければと思います。お日にちは決まっていますので、なかなか全ての取組を実際に見ていただくことは難しいかもしれませんが、現状や直近の状況については、随行する職員にぜひ聞いていただければと思います。

【事務局】

1点だけ補足ですが、大久保出張所のほうは、事前に先方と確認したところ、ちょうど視察予定日の8月14日のこの時間帯に、イケメン通りという通りで、ティッシュ配りによる啓発も行っているの、ぜひ見に来てくださいというお話をいただいています。そのため、事務局としては、ちょうどよい場所なのかなと考えています。

【部会長】

イケメン通り。

【事務局】

通称ですが、いわゆる商店街が並ぶ通りがございます。

【部会長】

どうぞ。

【委員】

私も大久保通りは面白いと思うんです。それで、もう一つ、大久保周辺には、地域で活動している団体ですとか、外国にルーツのある事業者の団体など、いろいろな主体があると思うんですね。そういう方たちは、日本で仕事をして、要するにこの地域を仕事場としているので、まちの環境が悪くなることは望んでいないと思いますし、地域の状況もよく分かっているのではないかと思います。できれば出張所の方にも、そのあたりの地域団体や事業者との関わりも含めて、どういうことを考えながら取組を進めているところがあるのか、聞けるとよいのかなと思います。ほかにも、国や地域ごとに特色のある通りのようなものもありますから、そのあたりのところを知らせてもらえると分かりやすいかなという気がしました。

【部会長】

ほか、いかがでしょうか。

【委員】

そうですね。視察もまずは実施したいというのと、あとは大久保もすごく見てみたいというのはあるので賛成です。

【委員】

私も、どちらでも構いません。

【部会長】

それでは、視察は行うということと、それから候補としては、ほかにさらに有力な候補が出てこなければ大久保通りという、それでよろしいですかね。ありがとうございました。

それでは、本日の議事はこれで終了となります。

次回の内容などについて、事務局から事務連絡をお願いします。

【事務局】

本日はお忙しいところありがとうございました。

次回ヒアリングですが、7月15日水曜日の14時から、場所は本日と同じく6階の第4委員会室で行います。

本日整理した質問事項なんですが、事務局のほうでまずリスト化しまして、まとめ次第、委員の皆様へ共有させていただこうと思っています。認識に相違がないことが確認できましたら、すぐに所管課に共有します。ヒアリングまで日にちがないので、ちょっと駆け足となりますが、本日の部会終了後、追加で質問したいことがある場合は事務局までご連絡いただきたいんですが、追加の質問の受付期日が短く恐縮なんですが、ヒアリング1週間前となる明後日7月8日水曜日までにいただいたものを対象とさせていただきたく考えております。

視察先については、本日挙がった視察先希望を基に、事務局のほうで候補地との調整を行いまして、調整がつき次第、結果については委員の皆様へメールで共有、ご連絡させていただこうと思っています。

また、評価対象の内部評価シートの内容に修正がある場合は、次回のヒアリング当日に差し替えのシートをご用意させていただくことになります。

最後、11月18日水曜日10時から10時半で、区長に外部評価結果を報告するというセレモニーがありますが、既にご連絡いただいている方もおりますが、開催場所を確定させるという必要があるため、7月14日の火曜日までにできれば参加人数を確定させていただきたいので、ご出欠のご連絡をいただけるとありがたいなと思っています。

じゃ、以上になります。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、閉会といたします。ありがとうございました。お疲れさまでした。

<閉会>